

平成25年度(平成26年度補助事業) 新居浜市補助事業の公募等に関する取扱要領

1. 公募対象となる補助金

市(行政)が市以外の者(個人または団体)に対して交付する補助金のすべてを公募対象とします。

次に掲げる(1)～(8)に該当する補助金については、公募申請は行っていただきますが、法律または条例等に基づくなどの市が認定する補助金と位置付け、原則として点数評価による採否の決定は行わず、審査会が公開審査する補助金とは別に取り扱うこととします。

(1) 法律または条例(これらに基づき制定される政令または規則を含む。)に基づき、支出内容が具体的に確定される補助金

(2) 国・県との協調補助金

(3) 国・県等の補助金を市が間接的に支出する補助金

※市が上乗せ補助をすることなく、市の会計を通り抜けて国・県等の補助金をそのまま支出するもの

(4) 覚書・協定書に基づく補助金

(5) 債務負担行為に基づく補助金

(6) 新市建設計画に基づく補助金

(7) 市が制度を定め、不特定の個人に直接(団体等がとりまとめをする場合を含む。)支出する補助金

(8) 政策的課題に対応するための事業で、特に必要があると認めるもの

①市が指定する社会福祉法人又は特例民法法人(上部組織が特例民法法人である場合を含む。)に対する団体運営補助金

②他の市町村と共同して事業の補助をするもの

③その他特別の理由を有するもの

なお、(7)(8)に該当する事業(平成25年度補助事業)は別記のとおりとします。

また、市単独土地改良事業補助金については、従来から市の財政状況を勘案して実施するものとして位置付けており、市の裁量により一定の予算枠を別途確保した上で、財源措置するものであることから、公募の対象外とします。

2. 公募対象となる事業及び団体(組織)

地域の発展向上、市民の福祉向上及び市民の利益につながり、公益上の必要性が認められる事業を実施するもので、市内に在住・在勤及び在学する者10名以上(そのうち3分の2以上が新居浜市民であること。)で構成され、活動拠点が市内にある団体(組織)を対象とします。

また、公募に際しては、上記1の(1)から(7)までの市が認定する補助金については市の

担当課所を公募主体とし、それ以外のものについては、事業実施団体（組織）を公募主体とすることを原則とします。

ただし、事業の目的及び性質等に応じて、実施団体（組織）と市の担当課所との協議により、公募主体を決定する場合があります。

また、新居浜市地域コミュニティ活動支援交付金交付要綱の規定に基づく交付金を受ける事業については、公募対象外とします。

3. 一団体当たりの申請事業数の上限

より多くの団体の事業を採択するため、一団体が申請できる事業数は、4事業を上限とします。ただし、この事業数に市が認定する補助金は含みません。

4. 補助対象経費

公金の支出であることから、補助事業の目的達成に直接関係する経費に限定して、補助対象経費とします。

ただし、食糧費、交際費、慶弔費、積立金、備品購入費（原則として1件20万円以上のもの）、他の団体への負担金及び補助金（他の団体とは、同一の設立目的、事業趣旨、構成対象者で組織されない団体のことをいいます。）、予備費は対象外経費とします。

5. 補助率

市民活動の自主性を確保するとともに、公共活動・公益活動を助長するという観点から、市民と行政とは対等の立場であると位置付けることにより、補助を認められた団体に対する補助率は、補助対象経費の2分の1を上限とします。

ただし、市が認定する補助金の補助率については、その根拠規定等に基づき別に設定します。

6. 補助限度額

平成26年度に新たに申請する補助金については、1事業につき100万円を上限とします。ただし、平成25年度事業として採択された補助金については、基本的にはその予算額を上限としますが、新たに取組む内容があれば、100万円を上限に増額申請を可能とします。また、新規事業についても、3年間は100万円を上限に増額申請を可能とします。

なお、市が認定する補助金については、その根拠規定等に基づいて別途金額を定めます。

7. 財源の確保

市の一般財源（市税収入）を補助金として充当することなく、補助団体の自助努力によって

事業費の財源を別に確保した場合には、補助率等の基準適用除外とするとともに、公募審査による事業採択後には、市の補助金申請を辞退していただきます。

ただし、市の会計を通して補助金の交付を受ける場合には、通常の補助金申請手続きが必要となります。

例：市の一般財源（市税収入）による補助金を予定していたが、結果として（財）地域活性化センターや（財）自治総合センター等からの助成による特定財源（国・県を含む）が確保され、市の会計を通じて補助金の交付を受ける場合

8. 受付期間

[一次審査申請] 平成25年 8月5日（月）～ 9月 2日（月）までの間

[二次審査申請] 平成25年11月1日（金）～11月14日（木）までの間

9. 受付時間

平日の午前8時30分から午後5時15分まで

10. 受付窓口

市役所3階総合政策課又は補助事業に関係する担当課で受け付けます。なお、公募に係る申請書類は、総合政策課、上部支所、川東支所、別子山支所、各公民館、総合福祉センター、女性総合センターにあるほか、市ホームページでも入手できます。

11. 公募申請

新居浜市補助事業の公募等に関する要綱に基づき、新居浜市補助事業公募申請書（第1号様式）に必要な書類を添えて、上記10の公募受付窓口へ提出してください。公募申請する補助事業が、平成24年度補助事業として実施されている場合は、補助事業実績報告書（別紙様式）を合わせて提出してください。

上記申請を受け付けた後、申請内容に関係のある担当課所において、申請書記載内容の確認及び状況把握を行うとともに、新居浜市補助事業意見書（第2号様式）を作成の上、総合政策課へ提出します。また、市が認定する補助金に該当すると判断されるもので新規事業及び根拠が変更になる事業は、市が認定する補助金に関する意見書（別紙様式）を合わせて提出します。

なお、同一団体が複数の補助事業を申請した場合、補助事業の対象者・目的・手段・財源等において、明確かつ客観的な差異が認められない場合には、同一事業とみなします。

12. 補助金の審査

(1) 審査会委員

有識者6人（内市民代表委員2人）及び公募市民2人の計8人とします。

(2) 審査方法

一次審査（書類審査）と二次審査（公開プレゼンテーション審査）の2段階方式により、補助金交付の採否を決定します。

なお、小・中学校区、支部単位等において、同一の目的、手段等により行われる事業で、複数の校区別等から申請があった場合は、原則として一括して審査を行うこととします。

- 一次審査（書類審査）・・・審査基準に基づいて採点を行い、評価点数が32点以上と（3）の採択基準に基づき24点以上の高順位の事業について、補助金の採択を決定します。
- 二次審査（公開プレゼンテーション審査）・・・一次審査において採択決定とならなかった事業を対象として、新たに採点を行い、合計点により順位をつけ、補助金予算の財源枠との比較により採否の決定を行います。

*プレゼンテーションとは

情報の送り手（報告者）が、受け手（聞き手）に対して、「情報」や「提案」を正確に効果的に伝達することです。そのためには、伝えたい内容をわかりやすく組み立て、わかりやすく説明することが求められます。

(3) 採 択 基 準（別紙：二次審査の対象となる事業の決定及び採択の判断のとおり）

一次審査で32点未満については、評価点数が最下位の事業から順に、補助金予算の財源枠に入らない事業数の2倍の事業数までの事業を対象として二次審査を行います。ただし、枠に入らない事業数が1事業から5事業までの場合は、下位の10事業を全て二次審査の対象とします。残りの一次審査24点以上の事業については、一次審査で採択が決定となります。

一次審査で24点未満については、二次審査を受け、合計点48点以上を得ることが採択条件となります。その上で合計点の順位が補助金予算の財源枠に入れば採択となります。

なお、一次審査で8点未満については、二次審査との合計点48点未満が確定するため不採択が決定となります。ただし、この場合でも次年度以降の補助金公募申請等を踏まえ二次審査の対象となることができるものとします。

(4) 審査基準

まず一次審査では、次のア・イ・ウの視点に基づき、A、Cは5段階評価、BおよびD～Gについては、4段階評価による採点を行います。採点は、審査委員1人につき40点満点とします。

ただし、新規事業に関しては、新規事業が参加しやすい環境をつくるために、これとは別に、エ. 新規性として、最大3点まで加算できることとします。

なお、評価点数は、審査委員の最高と最低の点数を除いて、残りの審査委員の平均点を算出します。

A、C

10	: あてはまる	7	: おおむねあてはまる
5	: どちらかというにあてはまる		
3	: どちらかというにあてはまらない	0	: あてはまらない

B、D、E、F

5	: あてはまる	3	: どちらかというにあてはまる
1	: どちらかというにあてはまらない	0	: あてはまらない

G

3	: あてはまる	2	: どちらかというにあてはまる
1	: どちらかというにあてはまらない	0	: あてはまらない

ア. 公益性 A 行政が積極的に関与すべき分野である

B 補助事業の実施により不特定多数の市民にその事業効果が及ぶ

イ. 妥当性 C 現在の社会経済情勢及び社会ニーズに対する的確に対応している

D 事業目的及び目標は未だ達成されておらず、補助事業は目標達成のための有効な手段である。

ウ. 効果効率性 E 費用対効果が明確に認められる

F 補助事業の資金使途が適正かつ明確である。

エ. 新規性 G 事業に新規性が認められる。

また、一次審査においては、担当課所が作成した新居浜市補助事業意見書（第2号様式）の内容を踏まえて審査するとともに、必要に応じて担当課所からのヒアリングを実施します。

次に、二次審査では、新居浜市補助事業の公募等に関する要綱第11条第2項に定める別表の審査基準に基づき、一次審査と同様に4段階評価および5段階評価による採点を行います。

13. 補助金予算の財源枠、補助金採択の決定

公募に際して、あらかじめ補助金予算に係る財源枠を提示し、補助金予算の財源枠と審査結果とを照らし合わせることによって補助金採択の決定を行います。

平成26年度の審査会が公開審査する補助金予算の財源枠は、平成25年度の予算財源枠（47,920千円）と同額程度を予定していますが、経済情勢が不透明であるため、今後、市税収入等の見込みを算定した上で、一次審査までにその額を決定します。

なお、今年度の審査会の中で、審査会が公開審査する補助金と市が認定する補助金について区分異動があった場合は、その事業の金額（平成26年度申請金額）を補助金予算の財源枠から増減することとします。

交付する補助金額については、審査結果に基づく最終的な補助金交付の決定後、当初予算編成事務作業等における予算査定においてその額を決定します。

14. 補助期間

補助金は補助事業の目的達成のため、効果効率的に支出されるべきものであり、一旦採用されたからといって、固定化または既得権化することは本来の趣旨に反するものとなります。また、補助金は団体の主体的な公益活動に対する財政的な支援であることから、自立できるまでの期間を定めることによって、その間に団体の組織力や財政力を高めるとともに、広く市民の公益活動を促進することを目的としています。

今回の補助金公募制度は、3年間の時限制度（平成24年度から平成26年度の補助事業を対象）としていることから、各事業については平成26年度までの終期を設定し、その間に事業の自立等を高めていただくこととします。

15. 補助金交付要綱の制定

補助金公募審査の結果、採択された補助金については、条例や覚書など他に支出の根拠規定がある場合を除いて、補助事業の目的、内容、補助対象経費、補助率、補助金の額等を定めた要綱を毎年度制定します。

16. 情報公開

補助金公募制度に係る申請から決定に至るまでの内容については、市政だよりや市ホームページへの掲載等の方法により情報公開します。

17. 特別措置

補助金申請の時期を逸した場合に、次の（1）～（3）に掲げる要件すべてを満たすものについては、例外として取り扱い、補助金の採択を行います。

- （1） 所定の申請時期に間に合わなかった理由に客観的妥当性が認められること。
- （2） 次年度の補助申請では対応できない理由に客観的妥当性が認められること。
- （3） 極めて事業の公益性が高く、行政として補助金を支出すべき理由が明確であること。

18. その他

- （1） ご提出いただいた公募申請書の内容をもとに、審査前に担当課所において団体の代表者

- からヒアリングを行う場合があります。
- (2) 虚偽の申告その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき、また補助金を他の用途に使用したときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すこととなります。
 - (3) 交付すべき補助金の額を確定した場合に、その額を超える補助金が交付されているときは、補助金の精算をしていただきます。
 - (4) 公募申請された事業が、全体の申請事業と比較した上で、実施上の課題等がある場合は、事務局である総合政策課が審査会に対して意見を付すことができることとします。

19. 問い合わせ先

新居浜市役所 企画部 総合政策課 TEL 65-1210
FAX 65-1216

別記

(7) 市が制度を定め、不特定の個人に直接（団体等がとりまとめをする場合を含む）支出する補助金

- ・生ごみ処理容器等設置補助事業
- ・全日本合唱コンクール全国大会派遣事業
- ・自閉症、情緒障害児学級通学費補助事業
- ・要医療行為児童看護支援事業
- ・国民体育大会派遣補助事業
- ・愛媛スポーツ・レクリエーション祭派遣補助事業
- ・特定不妊治療費助成事業
- ・新居浜市住宅用太陽光発電システム設置費補助事業
- ・定住人口拡大促進事業

(8) 政策的課題に対応するための事業で、特に必要があると認めるもの

①市が指定する社会福祉法人又は公益法人（上部組織が公益法人である場合を含む）に対する団体運営補助金

- ・（社福） 社会福祉協議会運営補助金
- ・新居浜地区防犯協会運営事業
- ・（社団） 新居浜市観光協会事業

②他の市町村と共同して事業の補助をするもの

- ・更生保護運営事業
- ・新居宇摩農業共済組合育成事業

③その他特別の理由を有するもの

- ・自治会コミュニティ施設等整備事業
- ・にいほま納涼花火大会事業
- ・太鼓祭り推進委員会事業
- ・学校給食米飯費補助事業
- ・私立幼稚園特別支援教育事業費補助事業
- ・産科医等確保支援事業
- ・別子学校給食事業
- ・人権教育協議会新居浜市部活動事業
- ・新居浜商工会議所小規模事業
- ・木質バイオマス間伐材安定供給整備事業
- ・地域防災力向上促進事業